

社会福祉法人清須市社会福祉協議会福祉車輛貸出事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人清須市社会福祉協議会(以下「本会」という。)が所有する福祉車輛の貸出について必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 この要綱は、車いす使用者等の日常生活の便宜を図り、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(貸出対象者)

第3条 福祉車輛は、清須市に住所を有し、本会の会員である車いす使用者及び同様な状態にあると本会会長(以下「会長」という。)が認めた者が、社会参加・通院等において、家族又は親族等の運転者を確保できる場合に利用することができる。

(利用申請)

第4条 福祉車輛の利用申請ができる者は、前条に規定する貸出対象者の家族又は親族等(以下「申請者」という。)とする。

2 福祉車輛を利用しようとする者は、利用しようとする日の2ヶ月前から2日前までに、福祉車輛利用申請書(第1号様式)を会長に提出しなければならない。その際、運転者の運転免許証を提示しなければならない。

3 会長は、福祉車輛利用申請書を審査し、結果を「福祉車輛利用許可(却下)通知書」(第2号様式)をもって通知しなければならない。

(貸出期間及び貸出日数)

第5条 福祉車輛は、貸出対象者に対して1回につき期間は3日以内で、先着順に貸出しする。ただし、会長が必要と認めたときは、この限りでない。

2 貸出日数は、月曜日から始まる当該週において3日までとする。

(貸出及び返却手続き)

第6条 福祉車輛の貸出及び返却の手続きは、月曜日から土曜日の午前8時30分から午後5時までとする。ただし、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から翌年1月3日(以下「休日」とする。)までは取り扱わないものとする。

2 返却日が休日にあたる場合は、休日後最初の営業日に返却するものとする。

(申請者の費用負担)

第7条 福祉車両の利用料は無料とする。ただし、福祉車両の利用に伴う燃料費、通行料及び駐車料等の費用は、申請者において負担するものとする。

2 燃料費は、貸出期間中における走行距離が20kmまで200円とし、以後10kmまで毎に100円を加算した額を、福祉車両利用報告書兼燃料費計算書（第3号様式）提出の際に支払わなければならない。

3 福祉車両の貸出期間中に申請者が当該福祉車両に燃料を補給したときは、その燃料費を領収書と引き替えに本会が支払うものとする。

4 福祉車両の貸出期間中における自損事故の修理に際し、当該福祉車両が加入する保険対象外の一切の修理費は、申請者の責任において負担しなければならない。

（申請者の責務）

第8条 福祉車両の貸出期間中における事故等に係る本会の損害補償は、当該福祉車両が加入する保険の範囲内とし、保険対象外の損害補償等については、申請者の責任において負担しなければならない。

（連帯責任）

第9条 福祉車両の貸出対象者、申請者及び運転者は、事故等に対し連帯して責任を負

うものとする。

（申請者の義務）

第10条 申請者は、福祉車両貸出期間中に、事故・故障等が発生したときは、速やかに警察署に届ける等の適切な処置を行うとともに本会に事故報告書（指定様式）を提出しなければならない。

2 申請者は、貸出を受けた福祉車両を転貸又は他の目的に使用してはならない。また、

福祉車両は清掃し返却しなければならない。

（利用報告）

第11条 申請者は、福祉車両利用報告書兼燃料費計算書（第3号様式）を福祉車両返却と同時に提出しなければならない。

（貸出しの取消）

第12条 会長は、本会の業務に支障が生ずるとき、又は虚偽の申請が認められたとき

は、福祉車両の貸出しを中止することができる。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、福祉車輛の貸出しについて必要な事項は、会

長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱の施行により、平成23年4月1日施行の社会福祉法人清須市社会福祉協議会福祉車輛「ハンディキャブ」貸出事業実施要綱は廃止する。

附 則

この要綱は、平成28年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。